

平成 21 年 10 月 20 日

『経済論叢』執筆者 各位

京都大学経済学会評議員長

八木 紀一郎

『経済論叢』の電子化、公開に係る著作権の処理について

時下、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、京都大学経済学会では『経済論叢』（『別冊 調査と研究』を含む）に掲載された論文等がより多くの人々に利用され、本学会の活動がより多くの知的貢献を果たすべく、京都大学図書館機構と連携して『経済論叢』を電子的に再現し、ネットワークを通じて公開することを決定し、すでに許諾が得られた論文および、同紀要に掲載する著作物の著作権が京都大学経済学会に帰属することとなった第 162 巻第 1 号（1998 年 7 月）以降の巻号の公開を開始いたしました。

具体的には、これら著作物を電子的形態で複製し、京都大学図書館機構が運営する京都大学学術情報リポジトリ KURENAI に登録し、公開を開始いたしました。同紀要の第 1 巻第 1 号（1915 年 7 月）から第 161 巻第 5・6 号（1998 年 5 月）に掲載された著作物につきましても、同リポジトリを通して電子ジャーナルとして公開していきたいと考えていますが、そのためには当該巻号に掲載された著作物の全ての著者の皆様から著作権の利用許諾をいただく必要があります。つきましては、本件に係る権利処理について下記の通りお伝えしますので、(2)、(3) についてご異議やご質問がある場合は、2010 年 1 月 31 日までに、このご案内の末尾に記載の連絡先までご連絡賜りますようお願い申し上げます。特にご異議の申し出がない場合、許諾をいただいたものとして処理させていただきたく存じます。

なお、今回は 2010 年 1 月 31 日を包括的な処理の期限とさせていただきますが、それ以降にお申し度いただきましても、個別に対応させていただきますことを申し添えます。

また、平成 19 年に、連絡先が判明した著者の方々に『『経済論叢』の電子化、公開に関する許諾書提出のお願い』をお送りしておりますが、この時に「掲載拒否」のご回答をくださった方々の著作物は登録・公開いたしませんのでご了承ください。

著者ならびにその著作権継承者の皆様におかれましては、この電子ジャーナル化の方向性にご賛同くださり、著作権の利用について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

『経済論叢』（『別冊 調査と研究』も含む）の第 161 巻第 5・6 号以前の巻号に掲載された著者ならびにその著作権継承者の皆様に、以下の点のご確認とご了解をいただきますようお願いいたします。

- (1) 著作権の帰属そのものに変更はありません。京都大学経済学会に著作権を譲渡するものではなく、皆様の権利に変更はありません。
- (2) 第 1 巻第 1 号から第 161 巻第 5・6 号の『経済論叢』（『別冊 調査と研究』も含む）に掲載された著作物について、その紙面を電子的に複製しデータベース化すること（複製権\*3 の利用）を、京都大学経済学会に許可する。
- (3) 電子化したものを、京都大学学術情報リポジトリ等を通して公開すること（公衆送信権\*4 の利

用)を, 京都大学経済学会に許可する.

\*3,4 「複製権」と「公衆送信権」は, それぞれ著作権の中の諸権利の一つです.

京都大学経済学会委員会主任:徳賀芳弘

連絡先

京都大学経済学会委員会

〒606-8510 京都市左京区吉田本町

京都大学経済学研究科調査資料室

電話: 075-753-3416

FAX : 075-753-3490

E-mail :chousa@econ.kyoto-u.ac.jp